

## 生活福祉常任委員会先進地行政調査報告書

1 調査年月日 令和7年10月7日（火）～10月9日（木）

2 調査地及び調査項目

<北海道室蘭市>

(1) ごみ収集の効率化について

①取組の概要について

②取組の成果について

③取組の課題及び今後の展開について

<宮城県岩沼市>

(1) 子ども第三の居場所いわぬまきちについて

①取組の概要について

②取組の成果について

③取組の課題及び今後の展開について

<岩手県盛岡市>

(1) 重層的支援体制整備事業について

①事業の概要について

②事業の成果について

③事業の課題及び今後の展開について

3 派遣委員

委員長 芳賀理己

副委員長 佐々木聖子

委員 石川麻美（復命記録：室蘭市）

委員 内山祥弘（復命記録：盛岡市）

委員 島田泰美

委員 鈴木誠

委員 三吉芳枝（復命記録：岩沼市）

委員 吉本和子

4 随行職員

議会事務局総務課議事係主任 赤田竜哉

5 調査報告書 別紙のとおり

## 《北海道室蘭市》

### 1 室蘭市の沿革

室蘭市は北海道南西部に位置し、最盛期には約16万人の人口を擁していたが、産業構造の変化や少子高齢化の影響を受け、現在は7万人台の規模へ人口が減少している。

明治後期、日英3社合併で現在の日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所、続いて現在の日本製鉄株式会社北日本製鉄所室蘭地区が設立され「鉄のまち」として発展し、東北・北海道を代表する重化学工業・港湾都市となった。市内の工場夜景は新たな観光資源になっており全国工場夜景都市協議会に加盟している。

現在の人口減少は税収の減少と労働力不足を引き起こし、公共交通やごみ収集などの生活インフラの持続可能性が課題となっている。このような背景のもと、室蘭市では、現状の維持から脱却し、将来にわたって行政サービスを提供し続けるための継続可能な仕組みの構築に向け、行政改革や働き方改革に取り組んでいる。

令和7年9月末現在の人口は、7万3,543人 世帯数は、4万2,746世帯である。

### 2 ごみ収集の効率化について

#### (1) 取組の概要について

室蘭市では、ごみ収集事業者からの人手不足の訴えや、6,000か所を超えるごみステーションの過密配置が課題となっており、以下の3つの柱を軸に改革が進められた。

##### <①ごみステーション集約と配置の見直し>

- ・モデル地区（3町会）において、295か所あったごみステーションを69か所に再配置した。
- ・収集車両が左側通行で効率よく回収できるよう、Uターンや両側回収のない導線設計を実施した。
- ・ごみステーションの位置決定に当たっては、全世帯へ訪問説明を3回実施し、合意形成を丁寧に行った。

##### <②新型ごみステーションの導入>

- ・従来の金属製・折り畳み式ステーションは、風による転倒や景観上の課題があった。
- ・幅60センチメートル程度の小型・耐風型ステーションを導入し、世帯単位ではなく複数世帯の共同利用を基本とした配置に転換した。
- ・モデル地区23か所の設置費用（1か所11万円～12万円程度）は、市が負担した。

### <③ I C T の導入（収集しマース）>

- ・ごみ収集における人材不足と作業の属人化を解消するため、パナソニック I T S 株式会社と連携し、収集支援システム「収集しマース（M a a S）」を導入した。このシステムは、収集車両に搭載するタブレット端末を活用し、ステーションの位置情報管理、収集完了の記録、ルートナビゲーション、日報作成の自動化などを実現するものである。
- ・導入前は紙地図と記憶に頼りながらの作業が一般的であり、特に新任職員や臨時雇用者にとってルート習熟に時間を要していたが、I C T の導入により、誰でも均質な作業が行える環境が整備された。
- ・ステーション収集状況のリアルタイム把握、日報の自動記録、ルートの可視化を実現した。
- ・収集状況は市の管理画面で一元化され、市民からの問合せにも即時対応が可能となつた。

#### （2）取組の成果について

I C T の導入により、以下の具体的な効果が確認されている。

- ・業務時間の削減：ルートの最適化により、市職員の管理業務が年間約1万時間削減された。
- ・車両・人員の効率化：従来3台で行っていた収集業務を2台で対応できた事例もあり、事業者側からも効率化提案が生まれている。
- ・新人教育の平準化：これまで個人の経験に依存していたごみステーションの位置把握のデータ化により、O J T 期間が短縮された。
- ・市民対応の迅速化：収集漏れなどに関する市民からの問合せに対し、現地確認を待たずに即時回答できる体制が整った。
- ・住民との協働意識の向上：丁寧な説明プロセスにより、住民側にも「維持する仕組みの共創」という意識が醸成された。

#### （3）取組の課題及び今後の展開について

##### <現段階での課題>

- ・ステーション集約に伴う住民理解の醸成には時間と労力を要し、町内会との協議体制が不可欠である。
- ・I C T 導入は成果を上げているが、高齢職員や機器操作に不慣れな人材への対応など、継続的なサポートが求められる。
- ・システム管理費（年間約250万円）が今後の財政負担となるため、費用対効果を可視化しながらの運用が必要である。

##### <今後の展開・広域展開の可能性>

- ・収集データの分析により、除雪・高齢者支援・交通施策など、他業務への横展開が可能となることから、現在、除雪しマースとの連携も検討されている。

- ・伊達市、登別市、森町など近隣自治体との広域連携による共同運用が視野に入っています、スマートシティ構想の一環としてデータ連携型行政モデルの構築が進められている。
- ・将来的には、ごみ収集から地域の移動・生活インフラ全体を対象としたDXプラットフォーム化が期待される。

## 《宮城県岩沼市》

### 1 岩沼市の沿革

岩沼市は、古代より人々が定住し、奈良時代には陸奥国名取郡に属し、「岩沼駅（いわぬまのうまや）」が設置されるなど、交通の要衝として栄えてきた地域である。

中世には伊達氏の支配下に入り、仙台藩の南の玄関口として重要な位置を占めた。

江戸時代には、奥州街道と浜街道の分岐点に位置し、宿場町「岩沼宿」として商業や流通の拠点として発展した。

明治22年の町村制施行により岩沼町が成立し、昭和33年4月1日に玉浦村・里の杜村・稻葉村・西根村と合併して岩沼市となった。以降、仙台都市圏南部の中核都市として着実に発展を遂げている。

東日本大震災においては、沿岸部を中心に甚大な被害を受けたが、復興に向けた取組を着実に進め、防災と共生を重視したまちづくりを推進してきた。

現在は、「人・まち・自然が調和するまち 岩沼」を将来像として掲げ、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に向けて、各種施策を展開している。

令和7年9月末現在の人口は、4万2,083人 世帯数は、1万8,582世帯である。

### 2 子ども第三の居場所いわぬまきちについて

#### (1) 取組の概要について

いわぬまきちは、子供たちが安心して過ごせる家庭でも学校でもない第三の居場所として、令和5年3月に設置された。

本事業は、NPO法人アスイクが運営を担い、市と連携しながら、生活面・学習面の支援を行っている。

#### 【設立の経緯】

市とNPO法人アスイクは、これまでにも中・高生を対象とした「学習・生活支援事業」（2014年～）や、「ひきこもりサポート支援事業」（2021年～）などを協働で実施してきた。

こうした取組の中で、長期的な課題を抱える家族や当事者と関わるうちに、より早い段階での予防的支援の必要性が明らかとなつた。

このため、より若年層への支援を目的として市に本事業を提案し、市もまた虐待児童等に対する家庭と施設の中間的な支援の場の必要性を感じていたことから、令和5年3月に設置が実現した。

日常的には、子ども福祉課と密に連携し、要保護児童対策地域協議会ケースを含む対象児童の紹介や、利用中のモニタリング等を行っている。

#### 【補助金の概要】

建設補助金：5,000万円

運営補助金：1,440万円

### 【運営主体の選定経緯】

NPO法人アスイクから市に対して本事業の提案があり、市としてもその必要性を確認したことから、三者協定を締結した。

募集期間が短かったこと、また市内において同様の実施体制を有する他団体が見込めなかつたことから、公募型プロポーザル等は実施せずに決定した。

### 【運営体制】

常勤職員：3名

非常勤職員：1名

ボランティア：11名（大学生など）

### 【市の関わり】

市では、いわぬまきちを要保護・要支援児童を含めた見守りの重要な社会資源として位置づけている。

近年は、身体的・心理的虐待に加え、保護者の精神疾患や成育歴の影響などにより、養育能力が十分でない保護者やネグレクト傾向の家庭も増加しており、生活面から支援するいわぬまきちの存在は大変重要である。

具体的な関わりとしては以下のとおりである。

#### ① 利用者決定における連携

公益財団法人日本財団の助成期間終了後、市が事業継続の支援を行うことを見据え、対象者の選定を共同で実施している。

申込時には、他の社会資源を活用できないなど、支援が特に必要な児童を市から依頼するとともに、NPO法人アスイクに直接申込みのあった児童については、市と協議の上で受入れを決定している。

#### ② 要保護児童等の情報共有・支援連携

### 【利用状況（令和6年度）】

登録児童数：26名

うち食事利用者数：21名

風呂利用者数：4名

### 【学習支援の取組】

宿題や課題に取り組む子供は多くはないが、教員免許を有するスタッフを中心に個別対応している。

学習習慣が十分に定着していない子供も多いため、教科学習に限らず、興味や関心を引き出す多様な学びの機会を提供している。

また、学生や一般の方によるボランティアも数名参加し、子供たちの見守りと学習支援に当たっている。

## (2) 取組の成果について

現段階では、いわぬまきちを卒業した児童が出るなどの明確な成果はまだ見られないものの、関係機関や支援者にとって多くの効果が生まれている。

特に、以下のような点で支援体制の充実が図られている。

### 【複合的な支援の実現】

既存の「ガクサポいわぬま（学習・生活支援事業）」や「H A C H I いわぬま（不登校・ひきこもり支援事業）」と連携し、児童や家庭の状況に応じた複合的支援が可能となつた。

### 【家庭環境が不安定な児童の見守り】

保護者（独り親）が夜間不在となる家庭の児童や、孤食状態にある子供への見守りが強化された。

### 【一時保護関連児童への支援】

一時保護中の児童や、一時保護解除後に家庭復帰した児童への継続的な見守りが行われている。

### 【生活困窮世帯への支援】

家庭訪問や相談を通じ、生活困窮家庭への支援につながっている。

### 【家庭状況の把握・早期支援の契機】

市や学校には話しにくい事情を、いわぬまきちスタッフに打ち明ける児童もおり、支援の糸口となっている。

今後は、事業の市移行を見据え、事業全体の効果検証と個別ケースごとの成果評価を実施していく予定である。

## (3) 取組の課題及び今後の展開について

支援を必要とする家庭への情報提供やアプローチの方法、利用開始までのつなぎ方に改善の余地がある。

また、送迎車1台のみで対応しており、利用希望者への柔軟な対応が難しい。

3年後に市による業務委託または補助事業化を予定しているが、国による恒久的な補助金措置が不透明であり、安定的な運営体制確保に課題を感じている。

今後は、いわぬまきちを拠点に、市内で実施している他の支援事業や機関と連携し、子供本人のみならず、その家族やきょうだいに対しても支援を広げていく。

そのためにも、N P O 法人アスイクのみならず、市や関係機関、地域団体などが協働し、地域全体で子供と家庭を支えるネットワークづくりを進めていくことが重要とのことである。

## 《岩手県盛岡市》

### 1 盛岡市の沿革

盛岡市は、岩手山の裾野の岩手県中央部に位置し、花巻市、八幡平市、宮古市、滝沢市、岩手郡雫石町、岩手町、葛巻町、紫波郡紫波町、矢巾町および下閉伊郡岩泉町と接している。土地の面積は、886.47平方キロメートルであり、地形上、北上盆地のほぼ中央部に位置し、市内中央部で主流の北上川に雫石川、中津川が合流している。

明治22年の市町村制施行により、全国39都市の一つとして県都盛岡市が誕生し、平成元年に市制施行100周年を迎える。平成4年4月には南に隣接する都南村と、平成18年1月には北に隣接する玉山村と合併し、新生盛岡市となっている。また、平成20年4月には中核市へと移行し、現在に至っている。

令和7年9月末現在の人口は、27万5,321人 世帯数は、13万8,914世帯である。

### 2 重層的支援体制整備事業について

#### (1) 事業の概要について

盛岡市における重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）は、平成28年度～令和2年度において、世帯全体の複雑化・複合化した課題を受け止める体制を目的とした国の「多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業」として取組を開始した。

併せて、平成29年度～令和2年度において、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を目的とした国の「地域力強化推進モデル事業」にも取り組んできた。それらの国のモデル事業の取組を踏まえ、令和3年度には、重層事業の本格実施に向けて、府内関係課および委託先機関と事業についての研修会等を計21回実施するなどの移行準備事業を行った。令和4年度から、重層事業実施計画を策定し、重層事業の本格実施を開始した。現在は、本格実施の4年目となっている。

重層事業とは、制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、また地域と共に創っていく社会、すなわち地域共生社会の理念の実現を目指すためのツールである。

そのために重層事業では、人ごとが我がごとなるような環境整備や、住民に身近な圏域で分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり、公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくりなどの、包括的支援体制の構築を行うものである。

この重層事業は、社会福祉法の改正により令和3年4月に創設された事業であり、既存の相談支援や地域づくり事業の取組を生かしつつ、介護（高齢）や障がい、子供、生活困窮に関する社会福祉法第106条の4第2項に掲げる事業を一体的に行うものである。これにより、各分野の交付金等が一本化されるものである。

まとめると、重層事業とは、既存事業のみでは取りこぼしてきた支援ニーズに対応できるよう体制を整備することであり、つまり、メインシステムである既存の事業や資源をつなぎ合わせて、多層に重なった支援の網を紡ぐためのツールであり、言わばサブシステムとしての機能を有するものである。

具体的には、相談支援包括化推進員を配置し、令和6年度からは重層的支援アドバイザーに名称変更している。重層的支援アドバイザーには、様々な分野（社会福祉法人、NPO、弁護士、民生委員など）からアドバイザーを委嘱し、複雑化・複合化したケースの課題の分析・助言や、社会資源の創出に向けた検討、ネットワークの構築、重層事業全体の評価などの役割を担っている。また、様々な課題を多機関で受け止めるネットワークとしてのワンストップ窓口「まるごとよりそいネットワークもりおか」を設置している。「まるごとよりそいネットワークもりおか」では、盛岡市社会福祉協議会と盛岡市の地域福祉課が中心となりチームとして支援を進めている。

## （2）事業の成果について

事業の取組事例等としては、社会福祉法第106条の4第2項第1号「包括的相談支援事業」に係るものとして、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、包括的に相談を受け止め、課題整理や必要な情報提供を行うとともに、他の支援機関等との連携した支援の実施等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備している。これにより、断らない相談支援および断らない連携を実践している。また、「包括的相談支援受付シート」を導入し、スムーズな連携を図りつつ、重層事業に係る会議を開催する場合には会議の基礎資料としている。

同項第2号「参加支援事業」に係るものとして、社会とのつながりを築くための支援として、支援対象者の課題等を踏まえたマッチングや支援メニューづくり、支援対象者への定着支援と受入先の支援等を行っている。つなぎ先の例としては、

「Book and Book exchange in Morioka（通称：BBM）」として、一般就労が難しい、ひきこもりを経験した者等の中間就労の場（居場所）の構築として、市民等から読み終わった本の寄附を受け、その本の仕分け作業、クリーニング等を行い、販売益を作業者の工賃や福祉団体への寄附を行う事業がある。その他の例として、住まいのプロジェクトや、畠づくりなどがある。

同項第3号「地域づくり事業」に係るもの活動実績としては、令和6年7月に地域住民のニーズ・生活課題の把握として、ボランティア活動及び居場所に関するアンケート調査を実施したほか、地域コミュニティを形成する居場所づくり、行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開等を行っている。

同項第4号「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」に係るものとしては、支援が届いていない人への働きかけや、ネットワークを活用した潜在的な対象者情報の早期把握、本人との信頼関係の構築などを行っている。令和6年度の実績としては、対応件数は526件であり、そのうち、アウトリーチすることの多い類型とし

て、経済的困窮 124 件、社会的孤立 73 件、ごみ屋敷 64 件などとなっている。

同項第 5 号及び第 6 号「多機関協働事業・支援プランの作成」は、全体で包括的な相談体制を構築するほか、支援関係機関の役割分担を図るなど、重層事業の中核を担う役割を果たすものである。具体的には、上述した「まるごとよりそいネットワークもりおか（ワンストップ相談窓口）」の設置のほか、困りごとまるごと無料相談会の開催、ケース検討会の開催、分科会の開催、よりそい会議・支援会議等のケース会議の開催を行っている。

その他、地域共生社会の理念を浸透させ、市全体として、包括的な支援体制の構築を目指すことを目的として、令和 5 年度より、市民を対象とした「地域共生社会推進フォーラム」を、様々なテーマでおおむね年 3 回実施している。

令和 6 年度は「更生支援・非行防止」、「居場所づくり」、「孤独・孤立支援」の各テーマで行われた。

### （3）事業の課題及び今後の展開について

令和 6 年度の振り返りとしては、令和 5 年度は包括的相談支援受付シートの提出元が特定の機関に集中していたが、令和 6 年度は多様な機関から提出されるようになった。また、多機関協働事業等と地域づくり事業の連携に進展が見られ、地域づくり事業において、属性を問わない居場所の発掘が進み、自立した活動拠点が徐々に育ちつつあるとのことである。

その一方、課題としては、生活困窮+高齢+障がいなど、複数の課題が複雑に絡んだ相談が多く見受けられ、依然として既存のネットワークでの対応が困難とのことである。また、地域づくり事業で創出した居場所を運営する中で、主に人的・物的リソースの課題が浮き彫りになっているとのことである。

今後の展開として、令和 7 年度の重点取組は、第一に、「まるごとよりそいネットワークもりおか」の充実を継続して図り、具体的には、ワンストップ窓口としての機能強化、関係機関が抱える困難ケースへの対応強化、併せて、引き続き事業周知と理解促進を図ることである。

第二に、新しい社会資源の発掘・創出・つなぎとして、地域に眠っている社会資源の掘り起こしと、地域を巻き込む仕組みづくり、その先にある、地域が主体となって自走する地域づくりを推進することである。

最後に、この重層事業について、今転機を迎えているところであり、国の方でもこれまでモデル事業なども行いながら推奨してきたが、今後事業を縮小していく方針が示され、令和 7 年度の交付金が約 30 % 減額となったとのことである。既存事業を有効に活用し、それでも足りない部分について重層事業を活用すべしとのことであるが、今後は事業の縮小や人員削減などの懸念があるとのことであった。